

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年9月19日	
【会社名】	日本精蠟株式会社	
【英訳名】	NIPPON SEIRO CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 安藤 司	
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目5番18号	
【電話番号】	(03) 3538 - 3061 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員総務部長 土屋 直紀	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目5番18号	
【電話番号】	(03) 3538 - 3061 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員総務部長 土屋 直紀	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	538,776,400円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 日本精蠟株式会社 大阪支店 (大阪市北区西天満二丁目6番8号)	

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,897,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1. 上記普通株式（以下「本株式」といいます。）は、平成30年9月19日開催の当社取締役会決議により発行を決議しております。
2. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,897,100株	538,776,400	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,897,100株	538,776,400	-

- (注) 1. 本株式の募集は第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
284	-	100株	自 平成30年10月5日 至 平成30年10月11日	-	平成30年10月11日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込み及び払込みの方法は、申込期間内に当該株式の総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 申込期間内に当社及び割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われません。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
日本精蠟株式会社 総務部	東京都中央区京橋二丁目5番18号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
538,776,400	11,000,000	527,776,400

(注)1. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

2. 発行諸費用の概算額は、アドバイザー手数料、弁護士費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料等)の合計額であります。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額527,776,400円の具体的な使途につきましては、現在見直し検討を行っております。徳山工場の分蠟工程設備の一部更新、改修 徳山工場の脱油設備の増設費用の一部として充当する予定であります。なお、調達資金を実際に支出するまでは、当社預金口座で適切に管理する予定であります。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
徳山工場の分蠟設備の一部更新、改修	350,000,000	平成31年1月～平成31年12月
徳山工場の脱油設備の増設費用の一部	177,776,400	平成31年1月～平成31年12月

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社山口銀行	
	本店の所在地	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 神田 一成	
	資本金	10,005百万円	
	事業の内容	銀行業	
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社山口フィナンシャルグループ 100.00%	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成30年6月30日現在)	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成30年6月30日現在)	260,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	預金・借入取引	

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社西京銀行	
	本店の所在地	山口県周南市平和通一丁目10番の2	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第110期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年6月25日中国財務局長に提出 第1四半期報告書 事業年度 第111期第1四半期 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日) 平成30年8月10日中国財務局長に提出	
	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成30年6月30日現在)	629,053株
割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成30年6月30日現在)		513,000株	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	預金・借入取引	

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社ほけんeye西京	
	本店の所在地	山口県周南市銀南街4番地 徳山銀南街ビル6階	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 田邊 栄二	
	資本金	10百万円	
	事業の内容	損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務	
	主たる出資者及びその出資比率	西京リース株式会社 100.00%	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成30年6月30日現在)	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成30年6月30日現在)	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	山九株式会社	
	本店の所在地	福岡県北九州市門司区港町6番7号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第109期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年6月27日関東財務局長に提出 第1四半期報告書 事業年度 第110期第1四半期 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日) 平成30年8月14日関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成30年6月30日現在)	16,000株
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成30年6月30日現在)	450,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	物流業務・工事施工の委託		

a. 割当予定先の概要	名称	安藤パラケミー株式会社	
	本店の所在地	東京都中央区日本橋浜町三丁目2番2号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 佐久間 導人	
	資本金	320百万円	
	事業の内容	特殊石油化学製品等卸売業	
	主たる出資者及びその出資比率	有馬 秀顯 6.90% A P C 持株会 5.40% 松井 光男 4.80% 佐久間 導人 4.50% 株式会社みずほ銀行 4.50%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成30年6月30日現在)	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成30年6月30日現在)	551,700株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社製品販売に係る特約店業務	

## c. 割当予定先の選定理由

当社は、わが国で唯一の石油ワックス専門メーカーとして、ワックスの様々な用途開拓及び新規製品開発への取り組みを行いながら、主に石油を原料とするパラフィンワックス及びマイクロクリスタリンワックスを中心とした良質のワックスとその副製品を製造・販売しております。

当社はワックススペシャリストとして、国内のみならず世界に必要とされる存在感のあるグローバルニッチトップ企業を目指すべくチャレンジしております。

製造体制では、基幹工場である徳山工場、高性能製品の受託製造を主とするつくば事業所（テクノワックス株式会社）、アジア市場開拓拠点としてのNippon Seiro (Thailand) Co., Ltd.のタイ工場の3生産拠点体制を構築し、各お取引先のニーズにきめ細かくお応えできる製造体制の強化に注力しております。

販売体制では、昨年度新たに営業部を一つに統合し、スピーディーな判断力、実行力、機動力をアップさせるとともに、喫緊の課題でありますタイでのゴム老防ワックス事業においてはアジアを中心に新規取引先開拓に傾注し、今年度の採算化に向けグループの総力を挙げて取り組んでおります。

このような状況の中、この取組みをより具体化した実行計画「チャレンジ90」における構造改革、基盤強化を図るためには、徳山工場の歴史の重みに誇りを持ちつつ、専門メーカーとして強さを発揮できるような設備、工程の見直し、山積した課題克服を着実に進めることが必要であるところ、更なる安定株主様のご支援を頂き、取引の関係強化を図るとともに自己資本の充実にもつながるものと考え、主要取引先でもあります株式会社山口銀行、株式会社西京銀行、山九株式会社及び安藤パラケミー株式会社、また、株式会社西京銀行よりご紹介を受けました株式会社ほけんeye西京を対象とした第三者割当による自己株式の処分を行うことを決定いたしました。

株式会社山口銀行は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）に上場している山口フィナンシャルグループの子会社であり、地場の有力銀行として歴史ある会社で、山口県のトップバンクであります。取引銀行の主力5行の一行として、金融サービスを受けている銀行であります。

株式会社西京銀行は、山口県を主たる営業基盤とする第二地方銀行であります。取引銀行の主力5行の一行として、金融サービスを受けている銀行であります。

株式会社ほけんeye西京は、株式会社西京銀行と業務提携している保険代理店で、地場で保険業務に力を入れている会社です。

山九株式会社は東証及び福岡証券取引所に上場しており、物流事業、機工事業を主として行う企業として、その社会的信用性は高く、当社の物流における主力会社であり、重要な取引先として毎年実施する定期修繕を委託している会社であります。

安藤パラケミー株式会社は、文政年間(1818~1830年)に蠟、油脂、砂糖の問屋として創業した老舗の商社であります。当社がワックスの製造を始めた昭和5年から取引が始まり、現在まで続いております。今後、更に協力関係を深めてまいります。

d. 割り当てようとする株式の数

株式会社山口銀行	645,000株
株式会社西京銀行	450,000株
株式会社ほけんeye西京	150,000株
山九株式会社	352,100株
安藤パラケミー株式会社	300,000株

e. 株券等の保有方針

当社との関係強化が期待されることを前提に、各割当予定先からは、本自己株式処分により取得する株式について中長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。

なお、当社は、各割当予定先が処分日より2年以内に本株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨及び当社が当該内容を東証に報告し、当該内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

株式会社西京銀行については、直近の第1四半期報告書(平成30年8月10日提出)の財務諸表における現金預け金残高(112,249百万円)により、また山九株式会社については、直近の第1四半期報告書(平成30年8月14日提出)の財務諸表における現金及び預金残高(28,446百万円)により、本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な資金が確保されていることを確認しております。

株式会社山口銀行については、平成30年3月31日時点の財務諸表における預金残高、株式会社ほけんeye西京については、平成30年9月5日時点の銀行預金残高証明書、安藤パラケミー株式会社については、平成29年9月30日時点の財務諸表における現金及び預金残高により、本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な資金が確保されていることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

山九株式会社は、東証に上場しており、同社が東証に提出したコーポレート・ガバナンス報告書の内容から、同社及び同社役員若しくは子会社又は同社の主要株主が反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。

株式会社山口銀行、株式会社西京銀行、株式会社ほけんeye西京及び安藤パラケミー株式会社については、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(住所:東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役:羽田寿次)に調査を依頼した結果、同社及び同社役員若しくは子会社又は同社の主要株主と反社会的勢力との関係性を確認できる事実は確認されなかった旨の調査結果を受領いたしました。

これにより、すべての割当予定先、割当予定先の役員若しくは子会社又は割当予定先の主要株主が反社会的勢力等と一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東証に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

払込金額につきましては、恣意性を排除した価額とするため当該処分にかかる取締役会決議日の直近1ヶ月間（平成30年8月20日から平成30年9月18日まで）の東証における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（円未満切捨て、以下同じ。）284円といたしました。また、直近1ヶ月の当社株式の終値の平均値を基準として採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響などの特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためであります。

なお、当該払込金額284円につきましては、取締役会決議日の直前取引日（平成30年9月18日）における当社普通株式の普通取引の終値281円に対し1.07%のプレミアム、直近3ヶ月間（平成30年6月19日から平成30年9月18日まで）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値287円に対し1.05%のディスカウント、直近6ヶ月間（平成30年3月19日から平成30年9月18日まで）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値300円に対し5.33%のディスカウントとなります。かかる払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して決定されたものであり、特に有利な払込金額に該当しないものと判断しております。

上記払込金額につきましては、取締役会に出席した監査役3名全員（うち社外監査役2名）が、直前日の終値に対してプレミアム、直近3ヶ月及び6ヶ月の平均値に対して10%未満のディスカウントであることから日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らして有利発行に該当せず適法である旨の意見を表明しております。

#### (2) 処分数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の自己株式処分数量は、普通株式1,897,100株であり、平成30年6月30日現在の当社発行済普通株式数（22,400,000株）に占める割合は8.47%、議決権総数（178,488個）に占める割合は10.63%（自己株式の処分数量に係る議決権数18,971個を平成30年6月30日現在の議決権総数178,488個で除した割合）に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、本自己株式処分により、各割当予定先との資本関係を構築し信頼関係を強固にすることで、当社の企業価値向上に繋がるものと考えております。したがって、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の所有株式数 (株)	割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山二丁目5番1号	1,927,000	10.80	1,927,000	9.76
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	1,120,500	6.28	1,120,500	5.67
株式会社西京銀行	山口県周南市平和通一丁目10番2号	513,000	2.87	963,000	4.88
株式会社山口銀行	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号	260,000	1.46	905,000	4.58
安藤パラケミー株式会社	東京都中央区日本橋浜町三丁目2番2号	551,700	3.09	851,700	4.31
山九株式会社	福岡県北九州市門司区港町6番7号	450,000	2.52	802,100	4.06
神田 成二	埼玉県さいたま市南区	670,000	3.75	670,000	3.39
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	550,000	3.08	550,000	2.79
清水 潔	千葉県松戸市	384,400	2.15	384,400	1.95
中京油脂株式会社	愛知県あま市小橋方大屋敷5番地	300,000	1.68	300,000	1.52
徳機株式会社	山口県周南市港町11番1号	300,000	1.68	300,000	1.52
計		7,026,600	39.37	8,773,700	44.43

(注) 1. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年6月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本株式に係る議決権数を加えた数で除して算出しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年9月19日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成30年9月19日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年9月19日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成30年4月3日提出臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成30年3月29日開催の当社第91回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年3月29日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

期末配当に関する事項 当社普通株式1株につき金5円

総額 89,260,795円

効力発生日

平成30年3月30日

###### 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、安藤司、福岡芳彦、常慶直宏、土屋直紀及び田澤繁の5名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	110,850	369	50	(注)1	可決 97.5
第2号議案					
安藤 司	105,950	5,319	0	(注)2	可決 93.2
福間 芳彦	107,337	3,932	0		可決 94.4
常慶 直宏	107,337	3,932	0		可決 94.4
土屋 直紀	109,837	1,432	0		可決 96.6
田澤 繁	107,063	4,206	0		可決 94.2

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(平成30年9月19日提出臨時報告書)

#### 1 提出理由

平成30年9月19日開催の取締役会決議において第三者割当による自己株式処分について決議いたしました。これに伴い当社の主要株主の異動が見込まれるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの 伊藤忠商事株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 19,270個

異動後 19,270個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 10.80%

異動後 9.76%

(注)1. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成30年6月30日現在の議決権の数(178,488個)に、第三者割当による自己株式処分により増加した議決権の数(18,971個)を加算した議決権の数(197,459個)に基づいて計算してあります。

2. 「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、小数点第3位を四捨五入してあります。

(3) 当該異動の年月日

平成30年10月11日(予定)

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 1,120,000千円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 22,400,000株

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第91期)	自 至	平成29年1月1日 平成29年12月31日	平成30年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第92期第2四半期)	自 至	平成30年4月1日 平成30年6月30日	平成30年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年3月30日

日本精蠟株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北 川 卓 哉指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 聡

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本精蠟株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精蠟株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本精蠟株式会社の平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、日本精蠟株式会社が平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年3月30日

日本精蠟株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北 川 卓 哉指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 聡

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本精蠟株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第91期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精蠟株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 8月14日

日本精蠟株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 梅村 一彦 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本精蠟株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年1月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本精蠟株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。